

## 蒲郡市物品購入等に係る競争入札及び見積合せ事務処理要領

### (趣旨)

この要領は、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）に定めるもののほか、蒲郡市が発注する物品の購入、製造若しくは売払い又は委託業務（工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。）等（以下「物品購入等」という。）に係る競争入札及び見積合せの事務処理（ただし、電子調達で実施するものを除く。）について、必要な事項を定める。

### 第1章 入札の執行

#### (入札の準備)

第1条 物品購入等の主管課長（以下「主管課長」という。）は、入札の執行が適正に行われるよう、執行場所の選定及び人員の配置について、十分配慮するものとする。

#### (入札の公告及び通知)

第2条 主管課長は、入札の執行が決定したときは、一般競争入札にあつては公告するものとし、指名競争入札にあつては、指名業者に対して指名競争入札の執行について（通知）（第1号様式）により通知するものとする。

#### (入札に係る見積期間)

第3条 主管課長は、物品購入等の予定価格に応じて、次の見積期間を設けるものとする。ただし、これによりがたいときは、この限りでない。

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| (1) 予定価格が100万円未満のとき        | 5日以上  |
| (2) 予定価格が100万円以上500万円未満のとき | 7日以上  |
| (3) 予定価格が500万円以上のとき        | 10日以上 |

#### (説明会)

第4条 主管課長は、入札の執行に際し、必要に応じ説明会を開催するものとする。

#### (入札の執行)

第5条 入札は、主管課長がこれを執行する。ただし、主管課長に事故あるときは、主管課長が指名した者が代行するものとする。

2 入札の執行に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 入札執行場所に入札箱、くじ、競争入札執行調書（第2号様式）及び予定価格書（第3号様式）を備えなければならない。

- (2) 入札参加者が入室し、着席したとき出席者の確認を行うこと。
- (3) 前号の確認終了後、入札会開始を宣言し、入札番号、案件名、納入場所等を読み上げるものとする。
- (4) 入札参加者に必要事項を記載し記名押印した入札書（第4号様式）を入札箱へ投函させる。
- (5) 入札は、代理者をして行わせることができるものとする。この場合、当該代理者は、入札前に委任状（第5号様式）を入札執行者に提出しなければならない。

（開札）

第6条 開札は、入札執行後直ちに入札者立会いの上、行うものとする。

- 2 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札することを告げ、開札後直ちに予定価格書を開封するものとする。
- 4 開札の結果、予定価格等の制限の範囲内で落札した者があるときは、入札番号、入札金額及び入札者の商号又は名称等を読み上げるものとする。ただし、予定価格等の制限範囲内の入札がない場合で、第10条による再度の入札に付する場合は、入札番号及び最低入札金額を読み上げるものとする。
- 5 入札の経過は、入札執行調書により記録するものとする。

（入札の無効）

第7条 入札の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印のない入札
- (9) 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札

- (1) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (2) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札  
(落札者の決定)

第8条 落札者は、予定価格等の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

(落札決定の保留)

第9条 入札に関し、不正行為が行われた疑いがあると認められるとき、その他必要があると認められるときは、前条の規定により落札者となるべき者を落札者に決定することを保留できる。

(再度入札)

第10条 初度入札において、予定価格等制限範囲内の金額の入札がなかったときは、直ちに再度入札を行うことができる。この場合、初度入札及び再度入札を合わせ、3回を限度とする。

- 2 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加したものに限る。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の入札限度回数内において、落札者がいないときは、予定価格と最低の入札価格との差が少額で、次の要件を満たす場合は、随意契約を締結することができるものとする。

- (1) 特殊又は異例なもので他に指名する業者がない場合
- (2) 緊急を要する場合
- (3) その他やむを得ない事由により再度公告入札を行うことができない場合  
(くじによる落札者の決定)

第11条 入札価格が予定価格等の制限の範囲内で落札者となるべき同一の価格が2以上の場合、くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじにより落札者を決定する場合は、次の順序により決するものとする。

- (1) 落札者を決するくじを引く順序を決するくじ
- (2) 落札者を決するくじ

3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札において最低の価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第12条 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13の規定を準用する場合を含む。）の規定により最低の価格の入札者によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合とは、施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けない場合の請負契約について、予定価格が500万円以上にあつては2分の1、予定価格が500万円未満のものにあつては3分の2を、予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格とする。

2 前項に規定する価格の入札が行われた場合は、その入札者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

## 第2章 見積合せ

（見積合せの通知）

第13条 主管課長は、見積合せの執行が決定したときは、直ちに見積書徴取者に通知するものとする。

（見積期間）

第14条 主管課長は、物品購入等の想定価格に応じ、次の見積期間を設けるものとする。ただし、これによりがたいときは、この限りでない。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| (1) 物品購入等の想定価格が30万円未満のとき       | 2日以上 |
| (2) 物品購入等の想定価格が30万円以上80万円未満のとき | 3日以上 |
| (3) 物品購入等の想定価格が80万円以上のとき       | 4日以上 |

（見積書の記載事項）

第15条 見積書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書提出者の所在地、商号又は名称及び代表者氏名
- (2) 見積金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるにかかわらず消費税及び地方消費税相当額を明記するものとする。）
- (3) 案件名及び納入（履行）場所
- (4) その他主管課長が必要と認め、見積通知により依頼した事項

（見積合せの実施）

第16条 見積合せは、見積書徴取期間終了後、直ちに行うものとする。

（見積書の無効）

第17条 見積書の徴取に当たり、次の各号のいずれかに該当する見積りは無効と

する。

- (1) 見積徴取期間終了後に提出されたもの
- (2) 見積金額が訂正してあるもの
- (3) その他主管課長が不相当と認めたもの  
(契約の相手方の決定)

第18条 予定価格を設定したときは、制限の範囲内で最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。ただし、少額の物品により予定価格を設定しないときは、徴取した見積書の最低の価格をもって、契約の相手方とする。

- 2 前項において契約の相手方となるべき同一価格の見積りがあったときは、同一価格の見積書提出者に再度見積書の提出を求めることができるものとする。ただし、再度見積書の提出を求めることが困難なときは、同一見積書提出者を集めて、くじで決定することができるものとする。この場合は、第11条を準用する。

### 第3章 入札等結果の公表

(情報の公表)

第19条 契約の透明性の確保及び公正な競争の促進のため、予定価格等が50万円以上の物品購入等の競争入札及び見積合せの結果に関する情報を公表する。

- 2 前項に規定する結果の公表について、他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(公表する情報)

第20条 公表する情報は、前条第1項に規定する情報のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 競争入札において入札した者の商号又は名称及び入札金額
- (2) 見積合せにおいて見積書の提出をした者の商号又は名称及び見積金額
- (3) 落札者の商号又は名称及び落札金額

- 2 前項に規定する情報の公表は、入札（見積合せ）執行状況調書（第6号様式。以下「執行状況調書」という。）により行うものとする。

(公表の方法)

第21条 公表は、主管課長が行い、インターネット又は閲覧によるものとする。

(公表の期間)

第22条 閲覧のため執行状況調書を備え置く期間は、入札又は見積合せを執行した日から4年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。

(電子入札案件)

第23条 電子入札案件は、蒲郡市物品等電子調達実施要領（平成26年6月1日施行）の規定を優先するものとする。

#### 第4章 補則

(読替事項)

第24条 この要領において「最低の価格」とあるは、物品の売払いに係る競争入札又は見積合せの場合、これを「最高の価格」と読み替える。

(雑則)

第25条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 蒲郡市物品の購入、物品の製造の請負及び物品の売却に係る指名競争入札、見積書徴取事務処理要領は、廃止する。

#### 附 則

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市物品購入等に係る競争入札及び見積合せ事務処理要領の規定による第4号様式及び第5号様式の内紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則

この要領は、令和5年1月6日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。